



ごあいさつ

特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま
理事長 高崎 和美

会員の皆様、2020 年 21 年度の理事長を拝命しました弁護士の高崎和美です。

私は 2000 年 4 月に弁護士登録しました。当時すでに 43 歳、それまでは子どもを保育園に預けて受験勉強するかたわら、岡山の制服を考える会（学校で制服をほぼ強制的に購入させ、ソックスやマフラーまで制限することを、子どもの権利の視点から考えていた市民団体）や学用品調査の会（小学校入学時にほぼ強制的に学用品を大量に購入させることについて考える市民団体）などでしょぼしょぼ活動しておりました。

その関係で知り合いになっていた故横田えつこ岡山市議会議員（当時）から、「福祉オンブズおかやまというのを始めるから入って！」と声を掛けられたのが当団体（の前身任意団体）でした。発足は、くしくも登録と同時の 2000 年の 4 月であったと記憶します。そして発足当時の理事となることとなりました。その後、2008 年に体調を崩して理事を退任しました。

その後、当団体は NPO 法人となり、人権・福祉講座や、福祉オンブズ相談員養成講座を続けてこられたことは知りつつ、最近はその福祉講座すらほとんど参加できておりませんでした。そんなときにふたたびご縁があったのは今年の秋でした。弁護士としての高崎にかけられた、とある福祉施設の相談について藤井理事にご相談したのです。それをきっかけに、現在の理事は交代で携帯電話を持って日曜日ごとに相談を受けたり、相談者と一緒に地道に考え行政に働きかけたり、地方議会を傍聴したりされていることを具体的に知りました。その後、お声をかけいただき、理事長を引き受けることとなりました。

私自身は還暦も過ぎ、弁護士業務をあと 2 年で引退する予定としている身で、ほとんど動くこともできませんが、気持ちだけは、オンブズ発足当時の、福祉に市民としてしっかり事実を知り発信することが大切という気持ちは持ち続けております。

福祉をよくしていきたい、福祉の情報を集めて発信したい、行政に提言していきたい、と考える方が会員となられ、ご一緒に活動していただけるよう、ほかの理事さんたちと一緒に、微力ながら努力して参ります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」第7回定時総会報告

本年5月23日(土)に、特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」(以下当法人という)の第7回の定時総会が行われました。今回の定時総会は、例年と異なり、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため書面表決による方法で開催しました。にもかかわらず、皆様のご協力で開催に必要な会員数の過半数を超える出席数を得たことは感謝の極みです。(総会時会員数は53名、うち35名(当日出席9名+表決書面提出26名))



以下、総会の概要をご報告いたします。

藤井副理事長により、総会資料に基づき報告がありました。

1. 2019年度活動報告

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 福祉・医療サービス人権相談事業

昨年度も毎週日曜に電話相談を受け付けました。主なものに児童発達支援事業所の労使問題、特別養護老人ホームと知的障害者福祉施設における虐待案件、ケアハウスにおける苦情処理体制の不備、生活保護行政担当者に対する苦情といった案件がありました。

(2) 調査研究事業

人権・福祉講座および定時総会記念講演に係る運営費につき助成金申請を行いましたが、獲得に至りませんでした。

(3) 人材育成事業

第6回定時総会(2019年5月25日)併催の記念講演にて「障害を持つ人が安心して年を重

ねるために「～浅田訴訟から見えた福祉行政の課題～」と題して、浅田達雄さん・吉野一正さん(支える会事務局長)・呉裕麻さん(弁護団長)によるリレートークを開催しました。第8回福祉オンブズ相談員養成講座を2日間(2019年11月17・24日)で行いました。2019年度人権・福祉講座を「虐待を受けた子どもの権利擁護」と題した講座を2020年3月7日(土)に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

(4) 情報公開事業

本会ホームページにおいて、会報バックナンバーのダウンロード提供および、毎週の電話相談・各イベントの告知、相談や申し込みの受付を継続しております(SNSのFacebookにおいても並行)2019年度は、従来の電話相談に加え、ホームページからの受付が初めて利用されました。

(5) 出版事業

「福祉オンブズ相談員養成講座」など活動内容をまとめた小冊子につき、実際の準備に至りませんでした。相談活動に理事の負担があり、事業に振り向ける余力がなかった現状がありました。

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

「令和元年度 岡山市人権啓発活動補助金」を獲得し、第8回福祉オンブズ相談員養成講座の運営費に充てることができました。

2. その他の事業

(1) 出前教室事業

ボランティアな事業である性質上、継続可能かどうかにつき意見が出たため実施に至らず、理事会にて継続審議となっています。

2. 2019年度決算報告

続けて、2019年度決算について、加藤理事より報告がありました。次いで監事による監査報告結果の報告がされ、これらの件の承認を受けました。

3. 第4期役員改選(案)

続けて、本法人第4期役員改選の案が示されました。そこで片島理事、坂本理事、藤野理事の退任が、神崎理事、高崎理事の新任が承認されました。

4. 2020年度活動方針(案)

次に、2020年度の活動方針（案）が藤井理事により示されました。承認を受けた内容を以下にご紹介します。

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 福祉・医療サービス人権相談事業

今年度も引き続き毎週日曜 10～15 時の時間帯で電話相談を受け付けます。相談者の人権問題を丁寧に聞き取り、状況に応じて法人の相談員が相談者と面談し、相談活動を行います。その中で福祉行政への要望や改善点が見つかった場合は、積極的に提言していきます。また昨年度より事前説明書類（重要事項説明書に相当）を活用し、相談活動の趣旨や範囲を明示したうえで相談に臨んでおります。

(2) 調査研究事業

各種イベント実施における助成金の申請ならびに独自の調査研究を検討していきます。

(3) 人材育成事業

今年度も多様なテーマで講座を開催する予定で、福祉サービス従事者の労務管理など労働問題にも取り組みます。昨今、福祉サービス従業者の人材不足は深刻な状況にあり、福祉サービスにおける労働環境の人権問題を改善し、福祉サービス事業所のイメージも健全化できるよう講座内容を検討します。新型コロナウイルス感染拡大防止を前提にしつつ、人権・福祉講座および相談員養成講座を継続していきます。広報手段について検討し直し、受講生拡大に努めます。また各種イベント開催運営に当たり、複数の会員に参画いただけるよう人材養成部会の動員を試みます。

(4) 情報公開事業

ホームページからの受付が利用され始めたことを受け、時間帯の制約なく相談を送れる利便性をさらに広報し、ネットからの相談受付拡大に努めていきます。

(5) 出版事業

「福祉オンブズ相談員養成講座」など活動内容をまとめた小冊子など、出版物のための環境整備を含め、検討を継続します。

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

上記(1)～(5)に関連する活動を、理事を中心に会員との協働で進めていきます。

5. 2020年度予算（案）

続いて加藤理事より、2020年度予算案の説明がありました。異議なく承認されました。

以上、すべての議題の審議を終えたことを確認し、閉会の運びとなりました。

総会後に 2020 年度第 1 回理事会が開催されました。そこで、退任した坂本理事長に代わり、高崎理事が理事長となることが決まりました。

「福祉オンブズおかやま」は今年、特定非営利活動法人としての 7 年目に入ります。新型コロナウイルス感染症により、福祉現場は混乱の中にあります。私たち特定非営利活動も制約を余儀なくされていますが、そのような中だからこそ、人権を大切にす文化を守れるように懸命に頑張っ
てまいります。なかなかお会いする機会がございませんが、今後とも一緒に活動いただけますよう
お願い申し上げます。

新理事のあいさつ

神崎希望 新理事

この度、NPO 法人福祉オンブズおかやまの理事をさせていただくことになりました、神崎希望（かんざきのぞみ）と申します。

私は、印刷系の民間企業で入力オペレーターとして 6 年、高齢者施設で事務職員として 7 年、障がい者施設で同じく事務職員として 16 年現在まで勤務して参りました。私自身高校の時、事故で頸椎損傷になった障がいをもった当事者でもあります。

この度、とある縁で当法人の藤井副理事長よりお声かけいただきました。不束者ですが、これまでの経験を生かし、相談してこられた方々に寄り添い、微力ながらお力添えできればと思い、快く受諾させていただきました。まだまだ経験の浅い私ですので、ご指導・ご鞭撻のほど何卒よろしくお願いたします。

文章：藤井宏明・藤本統久

リレーコラム 第19回

今回のリレーコラムは、「おかやま児童虐待事例研究会」の松尾さんになります。岡山県中央児童相談所の元所長であり、退職後は津島児童学院（情緒障害児短期治療施設、現在は運営を社会福祉法人旭川荘に委託）で院長を勤められていました。20数年前から「おかやま児童虐待事例研究会」を二ヶ月に1回主催し、今日までに130回の会を重ねておられます。高崎理事長も津山二葉園事件の際に、お話を伺いに行かれたこともあります。今回は、松尾さんの胸に秘めた自責の念と未来への希望を託した文章を寄せていただくことになりました。あらためて、子どもを含めた私たちの社会の在り方を考えさせられます。

この会報が出る時には終わっておりますが、先月「児童虐待対応とアドボカシー～一時保護中の子どもの意見表明権～」という講演も行われました。演者は、『児童虐待対応と子どもの意見表明権』（明石出版）（小野・薬師寺編著）の執筆者の一人である佐藤靖啓さん（元岡山市こども総合相談所 相談担当係長）でした。これからもこのような機会がありますので、どうぞ関心を寄せていただくことをお願いいたします。

子どもに親を選ぶ権利を

松尾 冀（おかやま児童虐待事例研究会代表・公認心理師）

子どもの意見表明権、という言葉が耳にするようになって30年近くになります。「子どもの権利条約」が話題になった頃からでした。

この「意見表明権」という言葉に触れた時にも思い出すが、権利条約から遡ること20年、今からだと50年も前の出来事です。自分の未熟さと同時に時代の限界であったのかも知れないと慰めながら、後悔と自責の念にさいなまされる児童相談事例です。

あの清美ちゃんは今どうしているだろうか。日本のどこかで生きていたのだろうか。生きていれば55歳前後になっている筈だが、あの後どんな人生を歩んだのだろうか。

そして彼女はその後で誰を一番怨んできたのだろうか。

性虐待に及んだ継父だろうか。守ってくれなかったお母さんだろうか。親の言い分だけ聞いて自分を施設に入れた児相の職員だろうか。親代わりといいながら親になりきれなかった里親や施設職員だろうか。進学を説得してくれなかった学校

の先生だろうか。

いやそんな個々の人ではなく、この世の中すべての人間を敵視し怨みながら生きてきたとしても何ら不思議ではないし、過酷な人生であったことは想像に難くない。

それでももしかしたら幸せな人生を切り開いていたかも知れない。子どもはいるのだろうか。ちゃんと我が子を育てたのだろうか。祈るような気持ちで彼女のその後を想像して悔しさを抑えきれないことが少なくなかった。

すべては子どもの意見や気持ちを聞きもせず尊重もしてやらなかったことにつける未熟者の後悔でしかない。

その時私は児童相談所に就職して3年目、相談窓口で座っていた。来春は小学校入学という清美ちゃんがお母さんに連れられその窓口に来てきた。おなかの大きいお母さんのスカートの端をしっかりと握りしめていた姿が鮮明に焼き付いている。

お母さんの相談は「新しいお父さんがこの子に

嫌らしいことをする。かわいそうだから、施設とか里親さんとかに育ててもらいたい。」???
あっけにとられるような相談でした。お腹の子は新しいお父さんとの子であり、これからは彼の生活を大切にしたい、との言い分であった。

今なら悪質な性虐待事例である。なのに、犯罪者たる父親は温々と家に居続けて、何ら落ち度のないこの子が住み慣れた我が家を追われ不安に満ちた施設へ何故入れられねばならないのか。これではあまりにも悲しい残酷物語である。

所内会議でも、こんな理不尽がまかり通っているのかとか、親権者が養育放棄ならこのまま帰したのでは子どもは幸せになれないとか、議論は沸騰したが最終的に養護施設入所となってしまった。何かおかしいと思いつつも、「親権者」と言う重い響きの中で会議は次の事例協議へと流れていった。

母親が里子に出してもいいということだったので、彼女は程なく施設から里親へ措置変更となる。しかし、その里親さんと相性が合わず元の施設に戻るが、中学を卒業すると同時に施設を出てそれ以来音信不通で行方不明であると言う。

まだ児童虐待など話題に上ることのない時代であった。でも何故彼女が施設に行かねばならなかったのかと、「児童福祉」の在り方として私の疑問と反省は今に続いている。

世論の多くは今でも虐待死のニュースを聞いて「何故もっと早く子どもを保護しなかったのか」の論調であり、これに異を唱える向きは見受けられない。しかし50年前の疑問を引きずる私の発想は逆で「(児相や警察に)保護されるべきは虐待された子どもではなく虐待した親でしょ」となってしまう。

そして虐待死した子どもの多くが非血縁の男親(4歳以上では3分の2)によることを考えると、殺された子どもはこの「親」をどのように呼ばされていたのだろうかと思ってしまう。おそらく、新しいパパだからねと、勝手に宣告されて「お父さん」とか「パパ」とか時には「お兄さん」と呼ばされていたのだろう。

何がお父さんだ、おじさんではないか、と思うの

が普通だろうし、塾をサボるなど注意され「本当の親でもなくせに」とつぶやいて殺された小学生もいる。

そして世間では「子どもは親を選べない」と、元々の正しい使い方はともかく、親の行状が芳しくないときに子どもへの同情心を伴って使われてきた。

ここであっさりとおきらめていいのだろうか。そんなとき救世主のごとく現れたのが「児童の権利に関する条約」第12条(意見表明権)である。「子どもに影響を与えるすべての事柄について」「自己の意見を表明する権利を確保する」とは頼もしい台詞であるが、親の離婚再婚に伴う親権の異動や養子縁組などは単なる「事柄」ではなく、子どもの人生に多大な影響を与える「重大な事柄」である。

ここでこそ、子どもの意見表明権を国家が制度として保障してやって初めて子どもにとっての法治国家であり文明国家であると、これは私の頑ななまでの信条である。

児童虐待の統計を開始してから30年、児童虐待防止法が出来て20年になり、親の虐待で殺された子どもは記録に残っているだけでも1500名を数えるという。この子達のうち何名が親でもない「親」に殺されたのだろうか。(推計では200名を下らないが、実は母の愛人に殺された場合の統計は「母の監護不十分=ネグレクト」と分類され*、実態は不透明だと言われている。)

*厚労省社会福祉統計記入要領

何でこんな男を「親」と呼ばねばならないのだと、悔しさと怒りに震えながら死んでいった子どものことを思うとき、私はあの清美ちゃんへの懺悔の気持ちから、再婚養子縁組に関しては子どもの意見が最大限聞き入れられ、子どもは自分が望まない新しい親を拒否できる制度や仕組みが早急に出来ることを願わずにはおられない。

「子どもが親を選べる国日本」日本のことを世界がこのように呼ぶ日が来るまでは生きていたいと思う今日この頃である。

※人物名は仮名です。

第9回 福祉オンブズ相談員養成講座

ご案内

令和2年度 岡山市人権啓発活動補助金事業

今年も特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」主催の「福祉オンブズ相談員養成講座」を行います。任意団体時から数えて9回目となります。社会福祉・介護福祉サービスを利用している人たち、またそのような職場で働いている人たちが持つ人権問題への相談に応えることのできる市民を一人でも多く養成しようという講座になります。

今回の講座では、倉敷市真備町での災害をとおした経験を持つ講師たちによる講座、子どもと女性の権利擁護に奮闘した行政担当者からの講座を準備しました。自分たちの住む地域に関心を深めることは、多様な人たちの集まりである地域の健全さにもつながります。今年の講座は地域に根差した考え方を学ぶ場にしたいと考えています。

今回の本講座もベーシック（講義）コースと、アドバンス（相談演習）コースの二つで組まれています。受講希望の際には、両コースを受講するか、一方のみ受講したいかをお選びください。（初めての方は、ベーシックコースから受講することをお勧めします）

日時：2020年
11月22日（日）
11月29日（日）
10時～16時（予定）

会場：きらめきプラザ内
ゆうあいセンター 研修室2
〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

定員：20人
申込締切：2020年11月13日（金）必着

※なお、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、急遽中止とする可能性もございます。下記内容は現時点での予定であることをご了承ください。

日時（講座内容）

* 2020年11月22日（日）
10時（9時30分から受付開始）～16時（予定）

■ベーシック（講義）コース

◎開講式

◇第1講：「福祉オンブズとは」

講師：藤井 宏明さん

（福山平成大学 福祉健康学部 福祉学科 准教授）

福祉オンブズおかやまでの体験とともに、福祉オンブズの考え方について解説します。

◇第2講：「地域でともに暮らすために（支援者の立場から）」

講師：松岡 武司さん（社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会 地域福祉課 主幹生活支援コーディネーター）
倉敷市真備町での災害支援の経験から、地域での支え合いについてお話しいただきます。

◇第3講：「地域でともに暮らすために（地域住民・障害者の立場から）」

講師：多田 伸志さん（NPO法人 岡山マインド「こころ」代表理事）
矢吹 顕孝さん（当事者）
障害の有無にかかわらず地域住民としてともに暮らす生き方についてお話しします。

◇第4講「行政の立場から」

講師：花房 恭子さん（元中央児童相談所長）
子どもと女性の権利擁護を中心に福祉行政担当者の体験と思いをお話しいただきます。

* 2020年11月29日（日）
10時（9時30分から受付開始）～16時（予定）

■アドバンス（相談演習）コース

◇「相談援助の理論」
「相談援助の技術」

講師：堀川 涼子さん

（美作大学生生活科学部社会福祉学科 教授）

福祉オンブズ相談員としての相談技術を講義と演習で教えます。

◇「事例検討①」・「事例検討②」

講師：当法人理事

当法人の理事が、事例の読み解き方を一緒に考えます。

◎閉講式（修了証授与式）

※各日程は予定になります。予定変更が生じた際には、随時ホームページ等で告知いたします。

※申し込み方法はチラシをご覧ください